

## 明治四十年法律第四十五号

刑法

刑法別冊ノ通之ヲ定ム  
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ  
日ヨリ之ヲ廢止ス  
(別冊)

## 目次

第一編 総則
第一章 通則 (第一条—第八条)
第二章 刑 (第九条—第二十一条)
第三章 期間計算 (第二十二条—第二十四 条)
第四章 刑の執行猶予 (第二十五条—第二十 七条の七)
第五章 仮釈放 (第二十八条—第三十条)
第六章 刑の時効及び刑の消滅 (第三十一条 —第三十四条の二)
第七章 犯罪の不成立及び刑の减免 (第三十 五条—第四十二条)
第八章 未遂罪 (第四十三条—第四十四条)
第九章 併合罪 (第四十五条—第五十五条)
第十章 累犯 (第五十六条—第五十九条)
第十一章 共犯 (第六十条—第六十五条)
第十二章 酗量減輕 (第六十六条—第六十七 条)
第十三章 加重減輕の方法 (第六十八条—第 七十二条)
第二編 罪
第一章 削除
第二章 内乱に関する罪 (第七十七条—第八 十条)
第三章 外患に関する罪 (第八十一条—第八 十九条)
第四章 国交に関する罪 (第九十条—第九十 四条)
第五章 公務の執行を妨害する罪 (第九十五 条—第九十六条の六)
第六章 逃走の罪 (第九十七条—第一百一 条)
第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪 (第一百三 条—第一百五条の二)
第八章 騒乱の罪 (第一百六条—第一百八 条)
第九章 放火及び失火の罪 (第一百八条—第一百 八十三条)
第十章 出水及び水利に関する罪 (第一百十九 条—第一百二十三条)

第十一章 往來を妨害する罪 (第一百二十四 条—第一百二十九条)
第十二章 住居を侵す罪 (第一百三十条—第一百 三十二条)
第十三章 秘密を侵す罪 (第一百三十三条—第一百 三十五条)
第十四章 あへん煙に関する罪 (第一百三十六 条—第一百四十二条)
第十五章 飲料水に関する罪 (第一百四十二条— 一百六十二条)
第十六章 通貨偽造の罪 (第一百四十八条—第一百 百五十三条)
第十七章 文書偽造の罪 (第一百五十四条—第一百 六十二条)
第十八章 有価証券偽造の罪 (第一百六十二 条・第一百六十三条)
第十九章 百六十二条の二) 第一百四十二条— 一百六十二条の二)
第二十章 偽証の罪 (第一百六十九条—第一百 七十二条)
第二十一章 虚偽告訴の罪 (第一百七十二条— 一百七十三条)
第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重 婚の罪 (第一百七十四条—第一百八 十四条)
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪 (第 一百八十五条—第一百八十七条)
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪 (第 一百八十八条—第一百九十二条)
第二十五章 汚職の罪 (第一百九十三条—第一百 九十八条)
第二十六章 殺人の罪 (第一百九十九条—第二 百三十三条)
第二十七章 傷害の罪 (第二百四条—第二百 八条の二)
第二十八章 過失傷害の罪 (第二百九条—第二 百二十一条)
第二十九章 堕胎の罪 (第二百十二条—第二 百六十六条)

第三十章 遺棄の罪 (第二百十七条—第二 十九条)
第三十一章 被害及び監禁の罪 (第二百二十 条・第二百二十二条)
第三十二章 脅迫の罪 (第二百二十二条—第二 百二十三条)
第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪 (第二百二十四条—第二百二十二条)
第三十四章 名譽に対する罪 (第二百三十 条—第二百三十二条)
第三十五章 信用及び業務に対する罪 (第二 百三十三条—第二百三十四条)
第三十六章 窃盗及び強盗の罪 (第二百三十 条—第二百四十五条)
第三十七章 詐欺及び恐喝の罪 (第二百四十 条—第二百五十二条)
第三十八章 横領の罪 (第二百五十二条—第二 百五十五条)
第三十九章 盗品等に関する罪 (第二百五十 条・第二百五十七条)
第四十章 毀棄及び隠匿の罪 (第二百五十八 条—第二百六十四条)
第四十一章 (国内犯)
第一章 通則

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯し たすべての者に適用する。
第二条 この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯したすべての者に適用する。
第三条 この法律は、日本国外において罪を犯し たすべての者に適用する。
第四条 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内に おいて罪を犯した者についても、前項と同様と する。
第五条 (すべての者の国外犯)
第六条 (この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯したすべての者に適用する。
第七条 (国内犯)
第一章 通則

八 第百六十四条から第百六十六条まで (御璽 偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用 等、公記号偽造及び不正使用等) の罪並びに 正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁 的記録不正作成準備、未遂罪) の罪
九 第百六十三条の二から第百六十三条の五ま で (支払用カード電磁的記録不正作成等、不 正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁 的記録不正作成準備、未遂罪) の罪
十 第二百二十八条 (保護責任者遺棄等) の罪及 び同条の罪に係る第二百十九条 (遺棄等致死 胎致死傷) の罪
十一 第二百二十条 (逮捕及び監禁) 及び第二 百二十二条 (逮捕等致死傷) の罪
十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで (未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及 び公務所又は公務員によつて

び誘拐、身の代金目的の略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪	十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)
十五 第二百四十六条から第二百五十条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪	十六 第二百五十三条(業務上横領)の罪
十七 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪	(国民以外の者の国外犯)
第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。	第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。
一 第百七十六条、第七十七条及び第一百七十九条から第八十一条まで(不同意性交等及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷)の罪	一 第百七十六条、第七十七条及び第一百七十九条から第八十一条まで(不同意性交等及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷)の罪
二 第百九十九条(殺人)及び第二百五十五条(傷害致死)の罪	二 第百九十九条(殺人)及び第二百五十五条(傷害致死)の罪
四 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪	四 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪
五 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪	五 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪
六 第二百三十六条(強盗)、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)並びに第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)の罪並びにこれらとの罪(同条第一項の罪)を除く。)の未遂罪	六 第二百三十六条(強盗)、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)並びに第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)の罪並びにこれらとの罪(同条第一項の罪)を除く。)の未遂罪
(公務員の国外犯)	(公務員の国外犯)
第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国公務員に適用する。	第一百一条(看守者等による逃走援助)の罪及びその未遂罪

二 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪	三 第百九十三条(公務員職権濫用)、第一百九十五条第二項(特別公務員暴行陵虐)及び第一百九十七条から第二百九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪並びに第一百九十五条第二項の罪に係る第一百九十九条(特別公務員職権濫用等致死傷)の罪
四 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)	五 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)
六 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪	七 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪
(国民以外の者の国外犯)	(国民以外の者の国外犯)
第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。	第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

二 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪	三 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪
四 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)	五 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)
六 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪	七 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪
(国民以外の者の国外犯)	(国民以外の者の国外犯)
第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。	第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

二 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪	三 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪
四 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)	五 第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十二条第一項及び第三項(強盗、不同意性交等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の罪)
六 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪	七 第二百五十六条第二項(盜品譲受け等)の罪
(国民以外の者の国外犯)	(国民以外の者の国外犯)
第三条の二 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国公務員に適用する。	第三条の二 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国公務員に適用する。

2	拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であっても、刑期に算入しない。 (受刑等の初日及び釈放)
2	一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。
2	刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。
	<b>第四章 刑の執行猶予</b>

## (刑の全部の執行猶予)

**第二十五条** 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

二 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終つた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

三 前に拘禁刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、この項本文の規定により保護観察に付され、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

## (刑の全部の執行猶予中の保護観察)

**第二十五条の二** 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができ

る。

**第二十六条** 次に掲げる場合には、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。  
ときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。  
(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

2	掲げる者は、この限りでない。
2	一 猶予の期間内に更に罪を犯した他の罪について拘禁刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。
2	二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上との刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。
2	三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上に処せられたことが発覚したとき。
2	四 二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四(第三号に係る部分に限る)並びに第三十四条の二の規定

## (刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

**第二十六条の二** 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せられなかったとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

四 二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四(第三号に係る部分に限る)並びに第三十四条の二の規定

3	掲げる者は、この限りでない。
3	一 前項の規定により保護観察に付することができる。ただし、その執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき拘禁刑があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき拘禁刑の執行を終わった日又はその執行を受けたことを起算する。
3	二 第二十五条、第二十六条、第二十七条の四(第三号に係る部分に限る)並びに第三十四条の二の規定
3	三 前項の規定により保護観察に付せられたものが猶予の期間中に保護観察に付することによって拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合して執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。
3	四 二 人の資格に関する法令の規定

## (刑の一部の執行猶予中の保護観察)

**第二十七条の三** 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

一 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

二 前項の規定により保護観察に付せられたものが猶予の期間中に保護観察に付することによって拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。

三 前項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

四 二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四(第三号に係る部分に限る)並びに第三十四条の二の規定

3	掲げる者は、この限りでない。
3	一 前項の規定により保護観察に付せられたものが猶予の期間中に保護観察に付することによって拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項の規定により付せられた者が第二十七条の二第一項の規定により付せられたものが猶予の言渡し後に更に罪を犯し、拘禁刑に処せられたとき。
3	二 第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。
3	三 前項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。
3	四 二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四(第三号に係る部分に限る)並びに第三十四条の二の規定

## (刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

**第二十七条の五** 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

二 前に拘禁刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者

三 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日から五年以内に拘禁刑以上の免

3	除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の免
3	一 前に拘禁刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者
3	二 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。
3	三 第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。



(有期拘禁刑の加重)

**第四十七条** 併合罪のうちの二個以上の罪について有期拘禁刑に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪につきて定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

(罰金の併科等)

**第四十八条** 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。

**第二** 併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

**第三** 罰金と他の刑については併科する。ただし、第四十九条第一項の場合は、この限りでない。

**第四十九条** 併合罪のうちの重い罪について没収を科さない場合であつても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。

**第二** 併合罪のうちの重い罪について既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経ていない罪について更に処断する。(余罪の処理)

**第五十条** 併合罪のうちの既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経てない罪について更に処断する。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

**第五十一条** 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行せず、無期拘禁刑を執行すべきときは、死刑を除き、他の刑を執行し、死刑を執行せず、無期拘禁刑を執行すべきときは、死刑を除き、他の刑を執行しない。

**第二** 前項の場合における有期拘禁刑の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。

**第五十二条** 併合罪について定めた刑は、他の罪について改めて刑を定める。

(併留及び科料の併科)

**第五十三条** 併留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。

**第二** 二個以上の拘留又は科料は、併科する。(個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)

**第五十四条** 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が二個以上の拘留又は科料は、併科する。

他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合に

も、適用する。

**第五十五条** 削除

(再犯)

**第十章** 累犯

終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者

を有期拘禁刑に処するときは、再犯とする。

**第二** 死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により拘禁刑に減輕されてその執行

を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者

を有期拘禁刑に処するときは、再犯とする。

**第三** 死刑を減輕するときは、無期又は十年以上

の拘禁刑とする。

**第二** 無期拘禁刑を減輕するときは、七年以上の有期拘禁刑とする。

**第三** 有期拘禁刑を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。

**第四** 罰金を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。

**第五** 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減ずる。

**第六** 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減ずる。

**第七** (法律上の減輕と刑の選択)

**第八** 第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、ま

ず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。

(端数の切捨)

**第九** 第七十一条 拘禁刑又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(酌量減輕の方法)

**第十** 第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

(加重減輕の順序)

**第一** 再犯加重

**第二** 法律上の減輕

**第三** 併合罪の加重

**第四** 酌量減輕

**第五** (身分犯の共犯)

**第六** 第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であつても、共犯とする。

**第七** 第七十三条から第七十六条まで 削除

**第一編** 削除

**第二章** 内乱に関する罪

**内乱**

(酌量減軽)

**第六十六条** 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。

(法律上の加減と酌量減軽)

合であつても、酌量減軽することができる。

**第十三章** 加重減軽の方法

(法律上の減軽の方法)

**第六十七条** 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であつても、酌量減軽することができる。

**第六十八条** 法律上刑を減輕すべき個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

**第一** 死刑を減輕するときは、無期又は十年以上の拘禁刑とする。

**第二** 無期拘禁刑を減輕するときは、七年以上の有期拘禁刑とする。

**第三** 有期拘禁刑を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。

**第四** 罰金を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。

**第五** 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減ずる。

**第六** 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減ずる。

**第七** (法律上の減輕と刑の選択)

**第八** 第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、ま

ず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。

(端数の切捨)

**第九** 第七十一条 拘禁刑又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(酌量減輕の方法)

**第十** 第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

(加重減輕の順序)

**第一** 再犯加重

**第二** 法律上の減輕

**第三** 併合罪の加重

**第四** 酌量減輕

**第五** (身分犯の共犯)

**第六** 第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であつても、共犯とする。

**第七** 第七十三条から第八十六条まで 削除

**第一編** 削除

**第二章** 内乱に関する罪

**内乱**

他憲法の定める統治の基本秩序を擾乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期拘禁に処する。

三 付随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

四 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第二号に規定する者については、この限りでない。

五 (予備及び陰謀)

**第七十八条** 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

**第七十九条** 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を帮助した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

**第八十条** 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。(自首による刑の免除)

**第八十一条** 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

**第八十二条** (外患誘致)

**第八十三条** 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務を行使させた者は、死刑に処する。

**第八十四条** 行使させた者は、死刑に処する。

**第八十五条** 行使させた者は、死刑に処する。

**第八十六条** 行使させた者は、死刑に処する。

**第八十七条** 第八十二条及び第八十三条の罪の末遂は、罰する。

**第八十八条** 第八十二条又は第八十三条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

**第八十九条** 削除

**第九十条** 第四章 国交に関する罪

**第九十一条** 第九章 第九十二条 削除

**第九十二条** (外交損害等)

**第九十三条** 外国に対しても侮辱を加える目的で、その國の国旗その他の國章を損壊し、除去し、その國の國旗その他の國章を損壊し、除去し、

又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

**第九十三条** 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三年以上五年以下の拘禁刑に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。  
 (中立命令違反)

**第五章 公務の執行妨害等の罪**

**第九十四条** 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第九十五条** 公務員が職務を執行するに当たり、これに対し暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第九十六条** 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

**第九十七条** 法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の拘禁刑に処する。  
 (逃走)

**第六章 逃走の罪**

**第九十八条** 前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(被拘禁者奪取)

**第九十九条** 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。  
 (騒乱)

**第七章 騒乱の罪**

**第一百条** 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第一百一条** 前項の目的で、暴行又は脅迫をした場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。  
 (強制執行行為妨害等)

**第九十二条** 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(強制執行行為妨害等)

**第九十三条** 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

**第九十四条** 公務の執行妨害及び職務強要(公務執行妨害及び職務強要)

**第九十五条** 公務員が職務を執行するに当たり、これに対し暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五章 公務の執行妨害等の罪**

**第九十六条** 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。  
 (封印等破棄)

**第九十七条** 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

**第九十八条** 法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の拘禁刑に処する。  
 (加重逃走)

**第六章 逃走の罪**

**第九十九条** 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。  
 (被拘禁者奪取)

**第七章 騒乱の罪**

**第一百条** 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。  
 一 首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。  
 二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。  
 三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。  
 (多衆不解散)

**第一百一条** 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。  
 (暴行妨害)

**第一百二条** 第百八条及び第百九条第一項の罪の未遂は、罰する。  
 (予備)

**第一百三条** 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。  
 (消火妨害)

**第一百四条** 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消防を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。  
 (差押え等に係る自己の物に関する特例)

**第一百五条** 第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が自己的所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、配偶者居住権が設定され、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

**第八章 放火及び失火の罪**

**第一百六条** 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱

害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第九章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪**

**第一百七条** 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

**第一百八条** この章の罪の未遂は、罰する。  
**第一百九条** 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。  
 (非現住建造物等放火)

坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

**第一百十条** 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損したときは、罰しない。  
 (建造物等以外放火)

**第一百十一条** 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。  
 (延焼)

**第一百十二条** 前項の物が自己的所有に係るときは、一年以上七年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

**第一百十三条** 第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第百八条又は第百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

**第一百十四条** 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の拘禁刑に処する。  
 (未遂罪)

**第一百十五条** 第百八条及び第百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

**第一百十六条** 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

**第一百十七条** 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消防を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(失火)

**第一百六十六条** 失火により、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

失火により、第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(激發物破裂)  
**第一百七十七条** 火薬、ボイラーやその他の激發すべき物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

前項の行為が過失によるときは、失火の例による。前項の行為が過失によるときは、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)  
**第一百七十八条** 第百六十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるとときは、三年以下の拘禁刑又は蒸気を漏出させ、流出させ、引き、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(現住建造物等浸害)  
**第一百十九条** 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を侵害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の拘禁刑に処する。

(現住建造物等浸害)  
**第一百二十条** 出水させて、前条に規定する物以外の物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(非現住建造物等浸害)  
**第一百二十二条** 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法によつて公共の危険を生じさせ、又は汽車若しくは艦船の往来の危険を生じさせたものである場合に限り、前項の例による。

(水防妨害)  
**第一百二十三条** 船舶の往来の危険を生じさせ、又は船舶若しくは汽船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前項の例による。

り、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(過失建造物等侵害)

**第一百二十二条** 過失により出水させて、第百十九条に規定する物を侵害した者又は第百二十条に規定する物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(水利妨害及び出水危険)  
**第一百二十三条** 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他の水利の妨害となるべき行為又は出水せしめさせた者も、同様とする。

(往来妨害及び同致死傷)  
**第一百二十四条** 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閘塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(往来危険)  
**第一百二十五条** 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(往来危険)  
**第一百二十六条** 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、艦船の往来の危険を生じさせた者も、前項と同様に処する。

(汽船転覆等及び同致死)  
**第一百二十七条** 現に人がいる汽船又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

(往来危険による汽船転覆等)  
**第一百二十八条** 第百二十五条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。

(往来危険による汽船転覆等)  
**第一百二十九条** 第百二十四条第一項、第二十五

は電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百三十九条** あへん煙を吸食した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第一百三十条** 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの人から退去しなかつた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(未遂罪)  
**第一百三十二条** 第百三十条の罪の未遂は、罰する。

**第一百三十三条** 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)  
**第一百三十四条** 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十萬円以下の罰金に処する。

(宗教、祈祷)若しくは祭祀の職にある者又はこれららの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十萬円以下の罰金に処する。

(水道汚染)  
**第一百四十三条** 水道により公衆に供給する飲料の淨水又はその水源を汚染し、よつて使用することができないようになつた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(浄水汚染)  
**第一百四十二条** 人の飲料に供する淨水を汚染し、よつて使用することができないようにした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(浄水毒物等混入)  
**第一百四十四条** 人の飲料に供する淨水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(浄水汚染等致死傷)  
**第一百四十五条** 前三条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(水道毒物等混入及び同致死)  
**第一百四十六条** 水道により公衆に供給する飲料の淨水又はその水源に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

(水道損壊及び閉塞)  
**第一百四十七条** 公衆の飲料に供する淨水の水道を損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(未遂罪)  
**第一百三十五条** この章の罪は、告訴がなければ告訴を提起することができない。

(親告罪)  
**第一百三十六条** あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙輸入等)  
**第一百三十七条** あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三年以上五年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)  
**第一百三十八条** 税関職員によるあへん煙輸入等の輸入を許したときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

の輸入を許したときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)  
**第一百三十九条** あへん煙を吸食した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第一百四十一条** あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれららの器具を所持した者は、六年以下の拘禁刑に処する。

**第一百四十二条** あへん煙の吸食のため建物又は室を提供してさせた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(未遂罪)  
**第一百四十二条** 住居を侵す罪  
(住居侵入等)

**第一百四十二条** 住居を侵す罪  
(未遂罪)  
**第一百三十二条** 住居を侵す罪  
(住居侵入等)



(公記号偽造及び不正使用等)	行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
第二百六十六条	2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。
(私印偽造及び不正使用等)	2 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
第二百六十七条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。
(未遂罪)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(不正指令電磁的記録作成等)	第三百六十四条第二項、第三百六十五条第二項、第三百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。
第二百六十八条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(未遂罪)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
第二百六十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(公然わいせつ)	第三百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六ヶ月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
第二百七十二条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(重婚の罪)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
第二百七十三条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(公然わいせつ)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(公然わいせつ)	第三百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。
第二百七十六条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(不正指令電磁的記録取得等)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
第二百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(不正指令電磁的記録取得等)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(偽証の罪)	第三百六十九章 第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。(偽証)
第二十章 偽証の罪	2 前項の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は
第二百七十一条	2 前項の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は
(自白による刑の減免)	2 前項の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は
第二百七十二条	2 前項の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は

(公然わいせつ)	第三百七十六条 公然とわいせつな行為をした者は、六ヶ月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
第二百七十七条	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
(不同意わいせつ)	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
第二百七十八条	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
(監護者わいせつ及び監護者性交等)	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。

(公然わいせつ)	第三百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
第二百七十九条	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
(監護者わいせつ及び監護者性交等)	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
第二百七十九章 第百七十九条 十八歳未満の者に対する性交等をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。
(監護者わいせつ及び監護者性交等)	2 前項第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることができるが、性交等)といふ。した者は、二年以下の拘禁刑又は五年以下の有期拘禁刑に処する。

(公然わいせつ)	第三百八十一条 第百七十六条、第三百七十七条及び第三百七十九条の二の例による。
第二百八十二条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(公然わいせつ)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
第二百八十三条	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。
(公然わいせつ)	2 他人の印章若しくは署名を不正に使用した者は、三年以下の拘禁刑に処する。



万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

### 第二十九章 障害の罪

(障害)

**第二百二十二条** 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、一年以下の拘禁刑に処する。

(同意堕胎及び同致死傷)

**第二百二十三条** 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、二年以下の拘禁刑に処する。よつて女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(業務上堕胎及び同致死傷)

**第二百二十四条** 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(不同意堕胎)

**第二百十五条** 女子の嘱託を受けないで、又はそとの承諾を得ないで堕胎させた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

**第二百十六条** 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(保護責任者遺棄等)

**第二百十七条** 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。

(遺棄)

**第二百十八条** 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(遺棄等致死傷)

**第二百十九条** 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

**第三十一章** 逮捕及び監禁の罪

(逮捕及び監禁)

**第二百二十条** 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(逮捕等致死傷)

**第二百二十二条** 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

### 第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

**第二百二十二条** 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

**第二百二十三条** 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は財産に暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪)

**第二百二十四条** 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(未成年者略取及び誘拐)

**第二百二十五条** 嘘利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

**第二百二十六条** 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(被略取者引渡し等)

**第二百二十七条** 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上五年以下の拘禁刑に処する。

(被略取者引渡し等)

**第二百二十八条** 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)

**第二百二十九条** 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

**第二百三十一条** 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(侮辱)

**第二百三十二条** この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太

皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその國の代表者がそれ代わって告訴を行う。

### 第三十三章 (身の代金目的略取等予備)

**第二百二十八条の三** 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

3

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

4

5

### 第三十五章 信用及び業務に対する罪

(信用毀損及び業務妨害)

**第二百三十三条** 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

**第二百三十四条** 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

**第二百三十四条の二** 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(窃盗)

**第二百三十五条** 他人の不動産を侵奪した者は、窃盗の罪とし、十年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(窃盗)

**第二百三十五条の二** 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の拘禁刑に処する。

(強盗)

**第二百三十六条** 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。

(不動産侵奪)

**第二百三十七条** 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

(事後強盗)

**第二百三十八条** 窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

(昏酔強盗)

**第二百三十九条** 人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

(強致死傷)

**第二百四十条** 強盗が、人を負傷させたときは無期拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。

### (強盗・不同意性交等及び同致死)

**第二百四十二条** 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第百七十七條の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の拘禁刑に処する。

(背任)

**第二百四十七条** 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をして、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二百四十八条** 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

**第二百四十九条** 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

**第二百五十条** この章の罪の未遂は、罰する。

**第二百五十二条** 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の拘禁刑に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

**第二百五十三条** 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

**第二百五十四条** 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは料金に処する。

**第二百五十五条** 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

**第二百五十六条** 盗品その他の財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第二百五十七条** 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

**第二百五十八条** 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第二百五十九条** 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

**第二百六十条** 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の拘禁刑に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

**第二百六十二条** 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は配偶者居住権が設定されたものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

**第二百六十三条** 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにならなければ、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二百六十四条** 電子計算機の使用に供する電子計算機の用に供して、虚偽の情報を送り、又は虚偽の情報を受ける者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をして、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二百六十五条** 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

**第二百六十六条** 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報を送る者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二百六十七条** 前項の規定は、この章の罪について準用する。

**第二百六十八条** 前項の規定は、親族でない共犯について準用する。

**第二百六十九条** 横領の罪

**第二百七十条** この章の罪の未遂は、罰する。

**第二百七十二条** (準用)

**第二百七十三条** (詐欺)

**第二百七十四条** (電気)

**第二百七十五条** (未遂)

**第二百七十六条** (詐欺)

**第二百七十七条** (横領)

**第二百七十八条** (横領)

**第二百七十九条** (横領)

**第二百八十一条** (横領)

**第二百八十二条** (横領)

### 第三十九章 盗品等に関する罪

(盜品譲受け等)

**第二百五十六条** 盗品その他の財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第二百五十七条** 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

**第二百五十八条** (私用文書等毀棄)

**第二百五十九条** 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

**第二百六十条** (公用文書等毀棄)

**第二百六十二条** 居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

**第二百六十三条** 前項の規定は、親族でない共犯については、前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

**第二百六十四条** (横領)

**第二百六十五条** (横領)

**第二百六十六条** (横領)

**第二百六十七条** (横領)

**第二百六十八条** (横領)

**第二百六十九条** (横領)

**第二百七十条** (横領)

**第二百七十一条** (横領)

**第二百七十二条** (横領)

**第二百七十三条** (横領)

**第二百七十四条** (横領)

**第二百七十五条** (横領)

**第二百七十六条** (横領)

**第二百七十七条** (横領)

**第二百七十八条** (横領)

**第二百七十九条** (横領)

**第二百八十一条** (横領)

**第二百八十二条** (横領)

**第二百八十三条** (横領)

**第二百八十四条** (横領)

**第二百八十五条** (横領)

**第二百八十六条** (横領)

**第二百八十七条** (横領)

**第二百八十八条** (横領)

**第二百八十九条** (横領)

(信書隠匿)

**第二百六十三条** 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。  
(親告罪)

**第二百六十四条** 第二百五十九条、第二百六十一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

**附 則** (昭和一六年三月一二日法律第六  
一号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則** (昭和二二年一〇月一六日法律第  
一二四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (昭和一六年三月一二日法律第六  
一二四号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則** (昭和二二年一〇月一六日法律第  
一二四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (昭和二二年一〇月一六日法律第一  
九五号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前の行為については、なお従前の例による。

**3 罰金等臨時措置法** (昭和二十三年法律第二百五十一号) 第三条第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第五百条ノ二、第一百九十八条第二項及び第二百八条ノ二第一項の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

**附 則** (昭和三五年五月一六日法律第八  
三号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (昭和三九年六月三〇日法律第一  
二四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

法第四条の次に一条を加える改正規定、第二条及び第三条の規定並びに次項の規定及び附則第四項中新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法 (昭和五十三年法律第四十二号) 第二条第一項第十一号の改正規定は、国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約又は人質をとる行為に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (平成七年五月一二日法律第九一  
号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

3 この法律による改正後の刑法第二十五条の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成七年五月一二日法律第九一  
号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二日法律第  
一五三号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一八日法律第一二二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律による改正後の刑法第三条の二の規定並びに附則第三条による改正後の暴力行為等に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第三項及び附則第四条による改正後の入質による強要行為等の处罚に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第五条の規定（刑法第三条の二に係る部分に限る。）は、適用しない。

附 則（平成一五年八月一日法律第一三  
八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一  
五六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一六年一二月八日法律第一  
五六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧法」という。）第二百四十五条の罪に当たる行為の处罚について

は、なお従前の例による。

第四条 併合罪として处断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合において、これらの罪について刑法第四

十七条の規定により併合罪として有期の懲役又は禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規定を適用する。ただし、これらの罪のうちこの

法律の施行後に犯したもののみについて第一条の規定による改正後の刑法第十四条の規定を適

用して処断することとした場合の刑法が、これら

の罪のすべてについて旧法第十四条の規定を適

用して処斷することとした場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもつて処断する。

（施行期日）  
附 則（平成一七年五月二十五日法律第五  
〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

（調整規定）  
第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び

組織化並びに情報処理の高度化に対処するため

の刑法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、第二条のうち刑法第三条第十二条号及び第三条の二第五号の改正規定中「第三条第十二号」とあるのは、「第三条第一項第四号」とあるのは、「第三条第一項第八号」とする。（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年

とあるのは、「第三条第一項第八号」とする。（罰則に関する経過措置）  
附 則（平成一八年五月八日法律第三  
六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四  
九号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日法律第一  
八六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 次に掲げる罰金又は科料の執行（労役場留置の執行を含む。）については、第一条の規定による改正後の刑法第十八条の規定にかかる

として処断された罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したもののがある場合に犯された罰金又は科料

として処断された罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合に犯された罰金又は科料

として処断された罪にこの法律の施行前に犯された罰金又は科料

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月十日を経過した日から施行する。（経過措置）

第八条 行政日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（経過措置）  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四  
九号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第五  
四号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に確定した刑の時効の規定については、第一条の規定による改正後の刑法第三十一条、第三十二条及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によ

ることとされる附則第二条の規定による改正前の刑法第二百十一条第二項の罪は、附則第三条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については同項第四号に掲げる罪と、附則第四条の規定による改正後の少年法第二十二条の四第一項の規定の適用については同項第三号に掲げる罪とみなす。（罰則の適用等に関する経過措置）

第十五条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる附則第二条の規定による改正前の刑法第二百十一条第二項の罪は、附則第三条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については同項第四号に掲げる罪と、附則第四条の規定による改正後の少年法第二十二条の四第一項の規定の適用については同項第三号に掲げる罪とみなす。（罰則の適用等に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。（経過措置）  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十



第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

<sup>4</sup> 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

**第三条** 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間ににおける第一条の規定による改正後の刑法第七十六条、第七十七条及び第八十二条の規定の適用については、同法第七十六条第一項及び第八十二条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第七十六条、第七十七条及び第八十二条の規定の適用についても、同様とする。

#### （検討等）

**第二十条** 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて处罚対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**2** 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

**第二十一条** 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化（周知）